

開成町庁舎視察受入れに伴う費用徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開成町（以下「町」という。）が庁舎の視察を受入れ、対応する際の費用徴収について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 庁舎視察の対応及びそれに係る費用の徴収に関する庶務は、財務課において行う。

(庁舎視察受入日時)

第3条 庁舎視察に対応する日時は、原則として開庁日の午前9時から午後5時までとし、標準所要時間は2時間以内とする。ただし、双方の都合により当該指定の日に対応することが困難であることが明らかな場合その他やむを得ない事情により、当該指定の日時以外に対応することが必要と認められる場合は、その限りではない。

(庁舎視察の申込み)

第4条 庁舎視察を希望する者は、庁舎視察申込書（第1号様式）を希望日の概ね1箇月前までに財務課に提出するものとする。

(庁舎視察受入れの決定)

第5条 町長は、前条に定める庁舎視察の申込みを受けたときは、受入れの可否について庁舎視察決定通知書（第2号様式）により、庁舎視察を希望する者に通知するものとする。

(資料提供の申込み)

第6条 資料提供を希望する者は資料提供依頼書（第3号様式）を財務課に提出するものとする。

(費用の徴収及び額)

第7条 町は、庁舎視察の受入れ又は資料提供の依頼に対応するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる費用を徴収するものとする。

- (1) 庁舎視察の受入れの対応を行ったとき 視察者1人あたり1,000円（資料代を含む）
- (2) 庁舎視察時間が標準所要時間を超えた場合 その超過1時間ごとに一人あたり500円の加算額
- (3) 資料提供を行ったとき 1件につき500円（送料については調査者が負担）。

2 町は、次に掲げる者で構成される団体が庁舎視察を行う場合は、前項に規定する費用を徴収しないことができる。

- (1) 町民
- (2) 国又は神奈川県内の地方公共団体の職員
- (3) 国又は神奈川県内の地方公共団体の議員
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に通学する者
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(費用徴収の方法)

第8条 前条に規定する費用については、町が納入通知書又は請求書を発行の上、徴収する。

2 前項の規定により徴収した費用は、返還しない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。